

東久留米市地域センター・市民プラザ指定管理者の指定について

市では、地域センター・市民プラザの指定管理者について、指定管理者選定委員会の審査により、指定管理者の候補者を選定していましたが、令和2年12月21日の市議会の議決を経て、指定管理者と指定しましたので、お知らせします。

1 指定管理者を設置する施設

- (1) 東久留米市立西部地域センター
- (2) 東久留米市立南部地域センター
- (3) 東久留米市立東部地域センター
- (4) 東久留米市滝山地区センター（東久留米市立西部地域センター内）
- (5) 東久留米市ひばりが丘地区センター（東久留米市立南部地域センター内）
- (6) 東久留米市大門町地区センター（東久留米市立東部地域センター内）
- (7) 東久留米市市民プラザ

2 指定管理者の名称等

名 称	株式会社セイウン
代表者	代表取締役 黒川 晴予
所在地	埼玉県さいたま市桜区田島九丁目31番1号

3 指定管理者の指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

詳しくは、市民部生活文化課市民相談・施設係 電話 042-470-7738へ。